

各府県における犯罪被害者等支援に関する指針の構成

都府県名	広島県	香川県	高知県
名称	犯罪被害者等支援に関する取組方針	香川県犯罪被害者等支援に関する指針	高知県犯罪被害者等の支援に関する指針
制定年	令和4年	令和3年	令和3年
構成	一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針	<p>I はじめに（指針策定の趣旨）</p> <p>II 指針の性格と基本理念</p> <p>V 5つの重点課題</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>第2 指針の性格等</p> <p>1 指針の性格</p> <p>2 指針の検証</p> <p>第3 基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように</p> <p>(2) 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために</p> <p>2 重点課題</p>
	二 犯罪被害者等支援に関する施策	<p>VI 重点課題と具体的な支援施策</p> <p>(1) 損害回復・経済的支援等への取組み</p> <p>1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条・条例第16条）</p> <p>2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条・条例第16条関係）</p> <p>3. 居住の安定（基本法第16条・条例第14条）</p> <p>4. 雇用の安定（基本法第17条・条例第15条）</p> <p>(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み</p> <p>1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条・条例第12条）</p> <p>2. 安全の確保（基本法第15条・条例第13条）</p> <p>3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条）</p> <p>(3) 刑事手続への関与拡充への取組み</p> <p>刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条）</p> <p>(4) 支援等のための体制整備への取組み</p> <p>1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条・条例第11条）</p> <p>2. 民間の団体に対する補助（基本法第22条・条例第18条）</p> <p>3. 人材の育成（条例第19条）</p> <p>(5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み</p> <p>県民の理解の増進（基本法第20条・条例第17条）</p>	<p>第3 基本方針</p> <p>3 支援施策の体系</p> <p>第5 重点課題に係る具体的施策</p> <p>1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように</p> <p>(1) 相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）</p> <p>ア 被害初期における迅速な相談支援</p> <p>イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援</p> <p>ウ 性犯罪被害に関する相談支援</p> <p>エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援</p> <p>オ 各種犯罪被害に関する相談支援</p> <p>(2) 経済的負担の軽減（第11条）</p> <p>ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供</p> <p>イ 犯罪被害給付制度の運用</p> <p>ウ 公費負担制度の活用</p> <p>エ 新たな経済的支援制度</p> <p>(3) 日常生活の支援（第12条）</p> <p>ア 民間支援団体による支援</p> <p>イ 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等</p> <p>ウ 市町村と連携した支援制度の活用</p> <p>(4) 心身に受けた影響からの回復（第13条）</p> <p>ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</p> <p>イ 教育現場における支援、相談体制の充実等</p> <p>ウ 警察による支援及び情報提供等</p> <p>(5) 安全の確保（第14条）</p> <p>ア 施設における一時保護の実施</p> <p>イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等</p> <p>ウ 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施</p> <p>エ 警察における再被害防止措置の推進</p> <p>オ 警察における保護対策の推進</p> <p>カ 犯罪被害者等に関する情報の保護</p> <p>キ ストーカー事案への適切な対応</p> <p>(6) 居住の安定（第15条）</p> <p>ア 一時保護</p> <p>イ 優先入居</p> <p>ウ 転居</p> <p>(7) 雇用の安定等（第16条）</p> <p>ア 事業主等の理解の増進</p> <p>イ 雇用の安定</p> <p>2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために</p> <p>(1) 県民の理解の増進（第17条）</p> <p>ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施</p> <p>イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業</p> <p>ウ 教育現場における人権教育の実施</p> <p>エ 二次被害の防止の推進</p> <p>(2) 人材の育成（第18条）</p> <p>ア 関係団体に対する研修の充実等</p> <p>イ 職員等に対する研修の充実等</p> <p>ウ 指定被害者支援要員制度の活用</p> <p>エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実</p> <p>(3) 民間支援団体に対する支援（第19条）</p> <p>ア 民間支援団体に対する支援の充実</p>
	三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<p>第1章 取組方針の策定にあたって</p> <p>3 取組方針の見直し時期</p> <p>5 進捗状況の点検 等</p> <p>第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状</p> <p>1 犯罪被害者等の状況</p> <p>(1) 本県における犯罪被害の状況</p> <p>(2) 支援ニーズ</p> <p>2 県民の意識</p> <p>(1) 県政世論調査</p> <p>(2) 広島県県民意識調査</p>	<p>III 犯罪被害者等の現状</p> <p>(1) 県内の犯罪の状況</p> <p>(2) 犯罪被害者等が置かれている状況</p> <p>(3) 県内の犯罪被害者等の声</p> <p>IV 指針の推進体制</p> <p>(1) 総合的対応窓口の設置状況</p> <p>(2) 県関係部局、市町及び関係団体との連携協力</p>
別冊等有無		なし	なし

各府県における犯罪被害者等支援に関する指針の構成

都府県名	熊本県	岡山県	大分県
名称	熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第4次）	第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針	第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針
制定年	令和3年	令和3年	令和3年
構成	<p>一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針</p> <p>1 取組指針について (1) 取組指針策定の経緯、趣旨 (2) 取組指針の性格 (3) 取組指針の期間</p> <p>3 基本方針</p>	<p>I はじめに（取組指針の趣旨）</p> <p>II 第4次取組指針の性格、期間等 1 第4次取組指針の性格 2 第4次取組指針の期間</p> <p>III 基本方針</p> <p>IV 重点課題</p>	<p>I はじめに</p> <p>II 取組の性格等</p> <p>III 基本方針</p> <p>IV 重点課題</p>
	<p>二 犯罪被害者等支援に関する施策</p> <p>4 犯罪被害者等支援に関する具体的施策 (1) 日常生活の回復に向けた支援 ア 施策の方向性 イ 具体的施策 ① 相談及び情報の提供（条例第10条関係） ② 損害賠償の請求に関する情報の提供（条例第11条関係） ③ 経済的負担の軽減（条例第12条関係） ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（条例第13条関係） ⑤ 安全の確保（条例第14条関係） ⑥ 居住の安定（条例第15条関係） ⑦ 雇用の安定（条例第16条関係） ⑧ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供（条例第17条関係） ⑨ 保護又は捜査の過程における配慮（条例第18条関係） ⑩ 未成年者への配慮（条例第19条関係） (2) 県民の理解の増進 ア 施策の方向性 イ 具体的施策 ① 県民の理解の促進（条例第20条関係） (3) 支援体制の充実・整備 ア 施策の方向性 イ 具体的施策 ① 人材の育成（条例第21条関係） ② 民間支援団体による活動の促進（条例第22条関係） ③ 犯罪被害者等支援の推進体制等（条例第23条関係）</p>	<p>V 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策</p> <p>第1 損害回復・経済的支援等への取組 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係） 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係） 3 居住の安定（基本法第16条関係） 4 雇用の安定（基本法第17条関係）</p> <p>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係） 2 安全の確保（基本法第15条関係） 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）</p> <p>第3 刑事手続への関与拡充への取組 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）</p> <p>第4 支援等のための体制整備への取組 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係） 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係） 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）</p> <p>第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 1 県民の理解の増進（基本法第20条関係）</p>	<p>V 重点課題に係る具体的支援施策</p> <p>第1 損害回復・経済的支援等への取組 1 損害賠償の請求に関する周知等 2 給付金制度の充実等 3 居住の安定 4 雇用の安定等 5 日常生活の支援</p> <p>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等 2 安全確保の充実 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等</p> <p>第3 刑事手続への関与拡充への取組</p> <p>第4 支援等のための体制整備への取組 1 相談及び情報提供の充実強化 2 研修の充実と人材の養成等 3 民間の団体に対する援助</p> <p>第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p>
	<p>三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>2 犯罪被害者等を取り巻く情勢 (1) 県内における犯罪発生状況 ア 刑法犯認知件数 イ 重要犯罪発生状況 ウ 交通事故発生状況 (2) 犯罪被害者等の置かれている現状</p>	<p>II 第4次取組指針の性格、期間等</p> <p>3 推進体制</p>	
別冊等有無	なし	なし	なし

各府県における犯罪被害者等支援に関する指針の構成

都府県名	富山県	大阪府	埼玉県	
名称	富山県犯罪被害者等支援指針	大阪府犯罪被害者支援に係る指針	埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針	
制定年	平成29年（令和3年一部改訂）	令和2年	平成31年	
構成	一 犯罪被害者等支援についての基本的な方針	<p>I はじめに</p> <p>III 指針の性格</p> <p>IV 基本方針</p> <p>V 重点課題</p>	<p>1 趣旨等</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>(2) 位置づけ</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1) めざす姿</p> <p>(2) 取組方針</p>	<p>第1章 指針の基本</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 推進体制</p> <p>3 指針の性格</p> <p>第2章 基本方針</p> <p>1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保証</p> <p>2 被害者の状況に応じた適切な支援</p> <p>3 切れ目のない支援の推進</p> <p>第3章 重点課題</p> <p>第1 支援等のための体制整備への取組</p> <p>第2 損害回復・経済的支援等への取組</p> <p>第3 精神的・身体的損害の回復、再被害の防止等</p> <p>第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組</p>
	二 犯罪被害者等支援に関する施策	<p>VI 重点課題に係る具体的施策</p> <p>第1 損害回復・経済的支援等への取組</p> <p>1 損害賠償請求等に関する周知</p> <p>2 給付金制度等の充実</p> <p>3 居住の安定</p> <p>4 雇用の安定</p> <p>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</p> <p>1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等</p> <p>2 再被害防止等の安全確保の充実</p> <p>3 保護、捜査、公判における配慮の充実等</p> <p>第3 刑事手続への関与拡充への取組</p> <p>1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等</p> <p>第4 支援等のための体制整備への取組</p> <p>1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実</p> <p>2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の養成</p> <p>3 民間支援団体等に対する援助及び連携</p> <p>第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p> <p>1 県民理解増進のための広報等の取組の推進</p>	<p>3 施策</p> <p>(1) 犯罪被害者等が安心して暮らせるように</p> <p>a 相談及び情報の提供等</p> <p>b 心身に受けた影響からの回復</p> <p>c 安全の確保</p> <p>d 居住の安定</p> <p>e 雇用の安定</p> <p>f 経済的負担の軽減</p> <p>(2) 犯罪被害者等を支える社会づくりのために</p> <p>a 府民の理解の促進</p> <p>b 民間支援団体に対する支援</p> <p>c 人材の養成</p> <p>d 調査及び情報の収集</p>	<p>第4章 施策の体系等</p> <p>1 関係機関による支援連携イメージ</p> <p>2 施策の体系</p> <p>第5章 重点課題に係る具体的施策</p> <p>第1 支援等のための体制整備への取組</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>2 相談・情報提供体制の充実</p> <p>3 支援従事者の育成</p> <p>4 民間支援団体に関する援助</p> <p>第2 損害回復・経済的支援等への取組</p> <p>1 日常生活の支援</p> <p>2 居住の安定</p> <p>3 雇用の安定</p> <p>4 経済的な助成に関する情報の提供等</p> <p>第3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等</p> <p>1 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等</p> <p>2 安全の確保</p> <p>第4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組</p> <p>1 広報・啓発</p>
	三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	II 推進体制	<p>4 推進体制</p> <p>(1) ワンストップでの支援体制</p> <p>(2) 関係機関等の連携体制</p> <p>5 検証・見直し</p> <p>(1) 施策実施状況の検証</p> <p>(2) 指針の見直し</p>	<p>第5章 重点課題に係る具体的施策</p> <p>第5 施策関係所属一覧</p>
別冊等有無	なし	あり	なし	